

白川町第 7 期障がい福祉計画
第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年度～令和 8 年度

令和 6 年 3 月

白川町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 SDGs の達成に向けた取組	3
5 障がい福祉計画・障がい児福祉計画における基本方針	4
第2章 白川町の障がい者等の現状	6
1 障がい者の状況	6
2 サービスの状況	11
3 地域生活支援事業の状況	16
4 成果目標の達成状況	19
第3章 白川町障がい福祉計画	21
1 成果指標の設定	21
2 障がい福祉サービスの見込	24
3 地域生活支援事業の見込	27
第4章 白川町障がい児福祉計画	34
1 成果指標の設定	34
2 児童福祉法に基づくサービスの利用状況	35
3 児童福祉法に基づくサービスの見込	37
4 発達障がい児等に対する支援	38
5 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制について	38
第5章 計画の推進体制	39
1 関係機関・団体との連携	39
2 広域的連携	39
3 庁内連携機関相互連携	39
4 人材の確保と育成	39
5 災害・感染症対策に係る体制整備	39
6 計画の進捗管理	40

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

国の障がい者施策はさまざまな施策を推進してきました。平成5年には「障害者基本法」を大きく改正し、精神障がい者を障がいのある人の範囲に加えました。平成16年の「障害者基本計画」の改正と平成17年の「障害者自立支援法」の施行により、各自治体に「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。その後、平成25年には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、障がいの定義に難病等が追加されました。さらに平成30年に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応を図るよう「障がい児福祉計画」の策定が各自治体に義務付けされました。

また、平成24年には障がい者虐待の防止や障がい者の援護者に対する支援等に関する「障害者虐待防止法」が、平成28年には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する「障害者差別解消法」と成年後見制度の利用促進に関する「成年後見制度利用促進法」が、平成30年には雇用分野における障がい者差別を禁止する措置が定められた「障害者雇用促進法」の改正が施行されるなど、障がいのある人の虐待防止や早期発見の取り組み、権利擁護等を目的とする一連の法律が整備されてきました。近年は、障がいのある人の高齢化や重度化が進み、取り巻く環境もさらに大きく変わりつつあります。令和3年5月には「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

白川町（以下「本町」という。）では、町内の実情や障がいのある人を取り巻く環境に応じて、平成29年度から「白川町第4期障がい者計画」を策定し、障がいのある人もない人も、等しく社会参加の機会が得られ、身近な地域において、その人らしい生活を営むことが出来るよう「ささえあい 共に暮らせるまちをめざして」を基本理念とし、障がい者施策に取り組んできました。

このような状況を踏まえ、令和3年3月に策定した「白川町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が令和5年度に最終年度を迎えることから、国や岐阜県の動向、社会情勢を勘案した上で、障がい福祉サービスを一層推進するため、障がい者サービス及び児童福祉法に基づく障がい児サービスの利用等の目標値や見込量を設定することを目的に策定する計画です。

○表記について

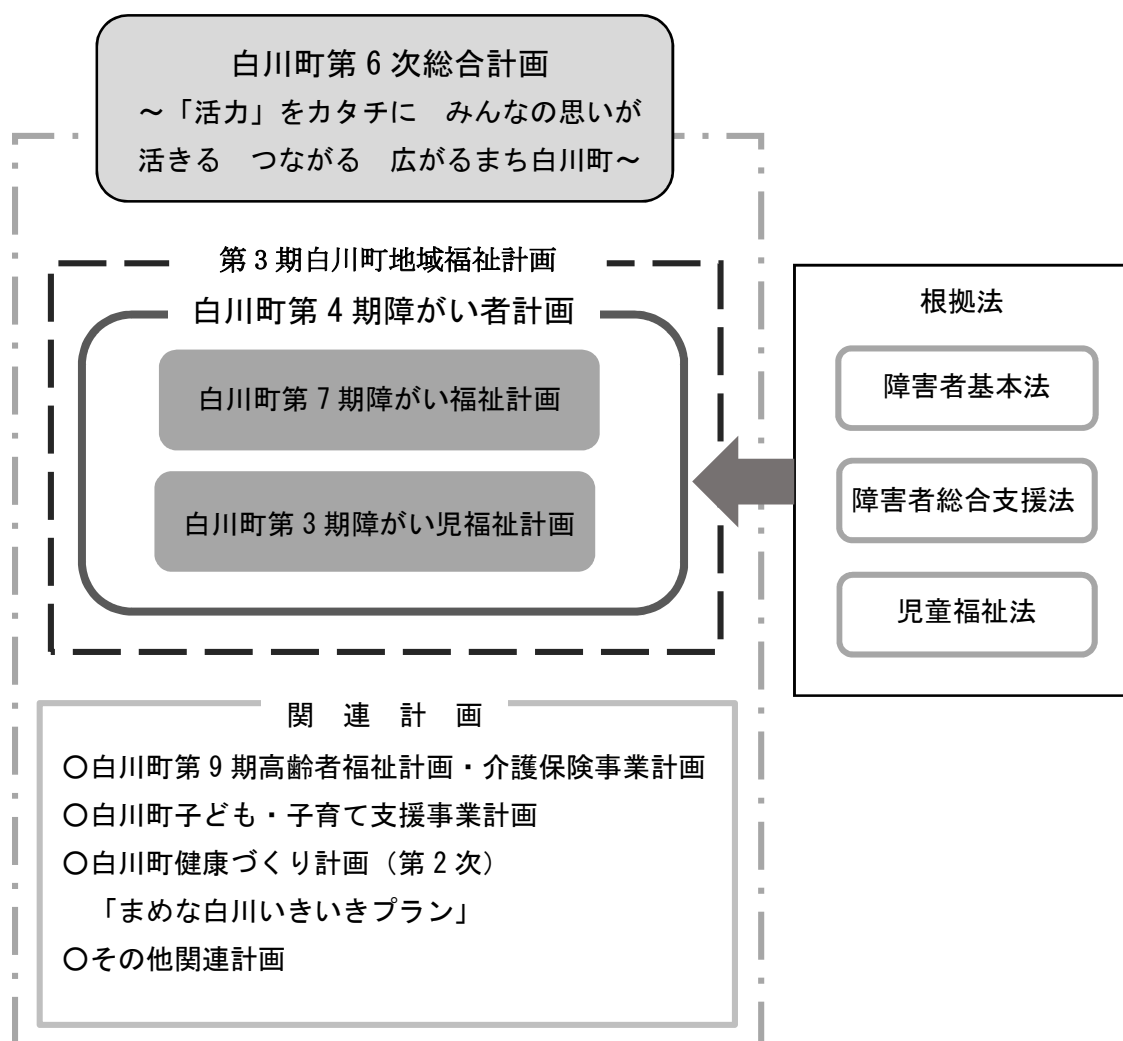
本計画では「障害」という言葉のうち、「害」の文字について否定的な意味を持っているという意見を踏まえ、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の文字をひらがなで表記しています。そのため「障害」と「障がい」の表記が混在しています。

また、法令名称についても、「正式名称」と一般的に称される「略称」が混在しています。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「障害児福祉計画」として策定するものです。上位計画である「白川町第 6 次総合計画」、「第 3 期白川町地域福祉計画」や「白川町第 4 期障がい者計画」をはじめ、町の関連計画との整合を図って策定します。

また、本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定により策定した「白川町第 4 期障がい者計画」のうち、障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援や地域生活支援事業の分野に関する計画です。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

なお、法改正などの動向も踏まえ、計画期間中の見直しには PDCA サイクルを導入し、柔軟に対応します。

計画 \ 年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
障がい者計画	第 4 期								
障がい福祉計画	第 5 期			第 6 期			第 7 期		
障がい児福祉計画	第 1 期			第 2 期			第 3 期		

4 SDGs の達成に向けた取組

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会実現を目指す 2030 年を達成期限とした世界共通の目標で、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。国では、2016 年に実施方針を定め、SDGs の達成に向けた各種の取組を推進しており、地方自治体の役割として、目的達成のための取組の加速化や優良事例の発信を求めていることから、本計画では、総合計画にも位置付けられているゴール 3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール 8「働きがいも経済成長も」、ゴール 10「人や国の不平等をなくそう」の達成を目指して各種施策について取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 障がい福祉計画・障がい児福祉計画における基本方針

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援

障がい者が、安心して地域で生活していくことができるよう、障がいの特性に沿ったサービスを提供します。

また、障がい者の重度化や高齢化もみすえたサービス提供体制の整備を進めます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療及び福祉関係者等による協議の場を設置し、定期的を開催することで包括的な連携体制の強化を図ります。また、障がい者虐待の防止にも努めます。

③ 施設から一般就労への移行

障がい者の自立支援の観点から、就労移行支援事業及び就労継続支援事業等の推進により、障がい者の希望や能力等に応じて、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を推進します。

④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

保健、医療、福祉関係者、児童発達支援事業所との密な連携により、発達支援が必要な方へは早期に支援する体制を構築します。また、ペアレントトレーニング等のプログラム周知を行い、発達障がい支援の一層の充実を図ります。

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

基幹相談支援センターを中心とした市町村による包括的な相談支援の実施を推進する体制の整備を目指します。また、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善をすすめていきます。

⑥ 障がい福祉人材の確保、定着

障がい者の定義が多様化する中、将来にわたり安定的に障がい福祉サービスを提供していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保と定着が不可欠です。そのためには、専門性を高める研修の実施はもちろん、研修で得た知識を最大限発揮できるよう、事務負担の軽減を推進します。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを把握することが必要です。障がい者が文化芸術に親しむために、視覚障がい者等の読書

環境の整備など、障がい特性に配慮した支援を行い、それぞれが個性や能力を最大限に発揮することができる創作発表機会の設置を推進します。

第2章 白川町の障がい者等の現状

1 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本町の令和4年度における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が378人、療育手帳所持者が111人、精神障害者保健福祉手帳所持者が89人です。

平成30年度からの推移をみると、身体障害者手帳所持者数は毎年平均22人の減少、療育手帳所持者数は減少、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加の傾向にあります。全体では、身体障害者手帳所持者が最も多く、障害者手帳所持者の約7割を占めています。

身体障害者手帳所持者数の減少は、本町の人口減少と比例していると考えられます。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加の要因としては、医学の進歩により精神疾患の診断範囲が広がり患者数が増加したこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、そして、障がい者雇用の推進などの支援体制が整備されたことが要因として考えられます。

■手帳所持者数の推移

種別	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者 手帳	466人	437人	409人	407人	378人
療育手帳	129人	128人	126人	119人	111人
精神障害者 保健福祉手帳	79人	80人	83人	85人	89人

資料：保健福祉課調べ（各年度3月末）

■手帳所持者の増減率

種別	平成30年度	令和4年度	増減率（R4/H30）
身体障害者手帳	466人	378人	81.1%
療育手帳	129人	111人	86.0%
精神障害者保健福祉手帳	79人	89人	112.6%

資料：保健福祉課調べ（各年度3月末）

（２）身体障害者手帳所持者の状況

障がい種別にみると、「肢体不自由」の割合が最も高くなっています。

平成 30 年度からの推移をみると、「視覚」及び「聴覚」は横ばい状態となっています。また、「音声・言語・そしゃく」は令和 2 年度を、「肢体不自由」は平成 30 年度を、「内部機能」は令和 3 年度をピークにその後減少傾向となっています。

等級別にみると、1 級と 3 級の割合が高くなっています。

■障がい種別手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚	28	27	27	29	27
聴覚・平衡	31	28	29	29	27
音声・言語・そしゃく	5	5	5	3	2
肢体不自由	281	266	242	237	216
内部機能	121	111	106	109	106
合計	466	437	409	407	378

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

■等級別手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	133	125	120	122	111
2 級	79	71	62	63	60
3 級	119	107	97	94	86
4 級	90	86	86	87	81
5 級	23	26	23	21	20
6 級	22	22	21	20	20
合計	466	437	409	407	378

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

(3) 療育手帳所持者の状況

等級別にみると、重度（A・A1・A2）の方が最も高くなっています。

平成 30 年度からの推移をみると、下の表のように 18 歳以上では中度の判定 B1 の割合が最も高くなっていますが、18 歳未満では判定 B2 の割合が高くなっています。

■等級別手帳所持者数の推移

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
重度（A・A1・A2）	60 人	59 人	56 人	53 人	50 人
中度（B1）	44 人	44 人	43 人	40 人	38 人
軽度（B2）	25 人	25 人	27 人	26 人	23 人
合計	129 人	128 人	126 人	119 人	111 人

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

■18 歳未満、18 歳以上の割合の推移

	平成 30 年度		令和 元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	18 歳 未満	18 歳 以上	18 歳 未満	18 歳 以上	18 歳 未満	18 歳 以上	18 歳 未満	18 歳 以上	18 歳 未満	18 歳 以上
判定 A	0 人	25 人	0 人	24 人	0 人	22 人	0 人	19 人	0 人	18 人
判定 A1	1 人	14 人	2 人	14 人	2 人	12 人	2 人	11 人	1 人	11 人
判定 A2	1 人	19 人	1 人	18 人	2 人	18 人	3 人	18 人	3 人	17 人
判定 B1	2 人	42 人	2 人	42 人	0 人	43 人	0 人	40 人	0 人	38 人
判定 B2	9 人	16 人	6 人	19 人	7 人	20 人	7 人	19 人	4 人	19 人
合計	13 人	116 人	11 人	117 人	11 人	115 人	12 人	107 人	8 人	103 人

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別にみると、２級の割合が高くなっています。

平成 30 年度からの推移をみると、１・３級において増加傾向となっており、年々総数が増加しています。

■等級別手帳所持者数の推移

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
１ 級	19 人	20 人	21 人	22 人	26 人
２ 級	50 人	48 人	50 人	52 人	49 人
３ 級	10 人	12 人	12 人	11 人	14 人
合計	79 人	80 人	83 人	85 人	89 人

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

（５）難病患者の状況

障害者総合支援法の成立により、平成 25 年度から難病患者等が障がいのある人の範囲に加えられ、障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。

「難病」とは、原因不明で治療方法が未確立な疾病を言い、治療が極めて困難かつ経過が慢性にわたり介護者への経済的・精神的負担が大きいことから、医療費が高額となる疾患（特定疾患）については医療費が助成されています。

障がい福祉サービス等の対象となる難病の範囲が、令和 6 年 4 月より 369 疾患に拡大しています。

（６）発達障がいのある人の状況

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

平成 28 年 8 月には発達障害者支援法の改正が行われ、発達障害者支援地域協議会の設置や、発達障害者支援センター等の設置により、発達障がい者や家族や関係者が、できる限り身近な場所において相談や支援を受けられるよう適切な配慮をするものと定められました。

（７）高次脳機能障がいのある人の状況

高次脳機能障がいとは、病気やけがなどで脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意に障がいが起こってしまった状態を言います。

高次脳機能障がいによって、日常生活や社会生活で不利益を被ると診断されると、「器質性精神障がい」として精神障害者保健福祉手帳の申請対象になります。また、手足の麻痺や音声・言語障がいがあり、かつ厚生労働省の定めた身体障害者程度等級表に該当する場合に身体障害者手帳の申請対象となり、発症が 18 歳未満、かつ自治体が指定する期間において知的障がいと判定された場合に療育手帳の申請対象となります。

（８）障がいのある児童・生徒の状況

障がいがある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行っています。小中学校には必要に応じて特別支援学級が設置されています。特別支援学校に通う児童・生徒は、本町を学区とする可茂特別支援学校の利用が他地区より多くなっています。

重度の身体障がいと知的障がいがある重症心身障がい児や常時の医療行為の提供が必要な医療的ケア児については、支援のニーズの把握に努めています。また、重症心身障がい児や医療的ケア児については、災害時等の支援体制を確保することが必要です。

■支援学級数・在籍児童・生徒数

区分	単位	令和 2 年度 3 月末	令和 3 年度 3 月末	令和 4 年度 12 月現在
支援学級数 (単位：学級)	小学校	3	4	4
	中学校	3	1	2
在籍者数 (単位：人)	小学校	6	8	9
	中学校	4	2	3

資料：白川町教育委員会調べ

■支援学校の在籍児童・生徒数

区分	単位	令和 2 年度 3 月末	令和 3 年度 3 月末	令和 4 年度 12 月現在
可茂特別支援学校	小学校	0 人	1 人	1 人
	中学校	2 人	1 人	0 人
	高等部	5 人	7 人	8 人
関特別支援学校	高等部	2 人	1 人	0 人
飛騨特別支援学校	高等部	0 人	0 人	0 人

資料：白川町教育委員会調べ

2 サービスの状況

(1) 訪問系サービスの利用状況

●居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に対し、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護などを総合的に行います。

●同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

●行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

●重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの利用状況

サービス 種類	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	利用者数 /月	利用日数 /月	利用者数 /月	利用日数 /月	利用者数 /月	利用日数 /月
居宅介護	2	18	1	10	1	7
重度訪問 介 護	0	0	0	0	0	0
同行援護	1	1	0	0	1	3

資料：保健福祉課調べ（各年度3月末）

行動援護、重度障害者等包括支援については、利用実績がありません。

（２）日中活動系サービスの利用状況

●生活介護

常時介護が必要な人に対し、障がい者支援施設などの施設で、日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

●療養介護

医療と常時介護が必要な人に対し、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

●自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。

●就労定着支援（平成 30 年 4 月より新設）

一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

●就労移行支援

就職を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動、職場の開拓など雇用に向けた支援を行います。

●就労継続支援（A 型・B 型）

一般企業などへの就労が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばず訓練などを受ける B 型があります。

■ 日中活動系サービスの利用人数及び利用日数

サービス 種類	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	利用人数 /月	利用日数 /月	利用人数 /月	利用日数 /月	利用人数 /月	利用日数 /月
生活介護	40	755	39	737	41	807
療養介護	2	56	2	56	2	56
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	0	0	0
就労定着支援	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0	1	16
就労継続支援 A 型	3	55	2	38	1	15
就労継続支援 B 型	30	503	23	390	26	459

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

（３）短期入所サービスの利用状況

在宅で生活する障がいのある人を介護している保護者などが、病気、冠婚葬祭等の場合に、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

■ 短期入所サービスの利用状況

サービス 種類	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	利用人数 /月	利用日数 /月	利用人数 /月	利用日数 /月	利用人数 /月	利用日数 /月
短期入所	4	43	2	44	2	19

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

（４）居住系サービスの利用状況

●共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が支援を受けながら少人数（５～１０人程度）で生活する場です。人数が少ないため、個人のニーズにあった支援を受けることができます。

●施設入所支援

施設入所者を対象として、障がい者支援施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●自立生活援助

施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。

●宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方等が対象者となります。地域移行に向けて、生活の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練をします。

■居住系サービス利用者数

サービス種類	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度
	利用者数 ／月	利用者数 ／月	利用者数 ／月
共同生活援助 （グループホーム）	５	４	４
施設入所支援	３９	３７	３９
宿泊型自立訓練	１	０	０

資料：保健福祉課調べ（各年度３月末）

自立生活援助については、利用実績がありません。

（５）指定相談支援（計画相談支援、障害児相談支援）の利用状況

●計画相談支援

支給決定を受けた障がいのある人が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、計画相談支援専門員等がサービス等利用計画を作成します。

●地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者と入院している精神障がい者を対象に、住宅の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

●地域定着支援

居宅において単身で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態などの対応を行います。

■相談支援の利用状況

サービス種類	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	利用人数/月	利用人数/月	利用人数/月
計画相談支援	17	15	10
障害児計画相談支援	0	1	0
地域定着支援	0	1	0

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

※地域移行支援については、利用実績がありません。

3 地域生活支援事業の状況

(1) 相談支援事業の状況

●障害者相談支援事業

地域における障がいのある人の福祉に関する問題に対し、障がいのある人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。現在、中濃圏域の精神障がいを対象とする事業所3事業所（ひびき、かざぐるま、すいせい）、知的障がいを対象とする4事業所（ひまわりの丘、美谷の里、白竹の里まごころ、しおなみ苑）の合計7事業所に委託しています。

●地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議会の場として設置します。現在、加茂郡7町村の共同設置により、加茂郡7町村障がい者自立支援協議会が設置されています。

■相談支援事業の状況

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
障害者相談支援事業	ヵ所	7	7	7
相談支援事業相談件数	件	421	435	402
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施

資料：保健福祉課調べ（各年度3月末）

(2) 成年後見制度利用支援事業

令和2年4月、地域包括支援センターを直営としたことを機会に、センター内に白川町成年後見支援センターを設置し、判断能力が不十分な障がいのある人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結や金銭の管理などを適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業を行っています。また、経済的な理由から成年後見制度の利用が困難な方を対象として、申立費用や後見人報酬の助成を行っています。

■成年後見制度利用支援事業の状況

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
成年後見制度利用支援事業	件数	0	0	0

資料：保健福祉課調べ（各年度3月末）

(3) 意思疎通支援事業の状況

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を円滑にするため、手話通訳や要約筆記者の派遣などを行います。

■意思疎通支援事業の状況

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
手話通訳者派遣事業	回	14	15	17
要約筆記者派遣事業	回	0	0	0

資料：保健福祉課調べ（各年度3月末）

年々利用回数が増加しています。手話通訳者派遣事業については、岐阜県聴覚障害者協会に事業実施を委託しています。要約筆記者派遣事業については、音声認識アプリケーションを利用する形態の支援も可能としています。

(4) 日常生活用具給付等事業の状況

重度の障がいのある人に対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具や住宅改修工事費等を給付し、日常生活の便宜を図ります。

■日常生活用具給付事業の状況

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
介護保険・訓練支援用具	件	0	0	0
自立生活支援用具	件	0	0	3
在宅療養等支援用具	件	0	4	2
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	1
排せつ管理支援用具	件	141	174	195
住宅改修	件	0	0	1

資料：保健福祉課調べ（各年度3月末）

年度により、実績にばらつきがありますが、直腸機能やぼうこう機能に障がいのある方が使用するストマ用装具や紙おむつ等の排せつ管理支援用具の給付が最も多くなっており、年々増加傾向にあります。

（５）移動支援事業の状況

屋外での移動が困難な人に対し、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を支援します。

■移動支援事業の状況

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
移動支援	か所	1	1	0
	人	1	1	0
	時間/年	12	15	0

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

（６）地域活動支援センターの状況

創作活動や生産活動の機会を提供し、障がいのある人の社会との交流を促進するため、地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。現在、中濃圏域（関市、美濃市、可児市、美濃加茂市、加茂郡、可児郡）で共同実施しています。

■地域活動支援センターの状況

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地域活動支援センター	か所	3	3	3

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

（７）訪問入浴サービスの状況

在宅で生活している重度の身体障がいのある人に対し、訪問による入浴サービスを提供しています。本町では、利用実績はありません。

（８）日中一時支援事業の状況

放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

■日中一時支援事業の状況

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
日中一時支援事業	人	4	4	5
	回/年	271	198	305

資料：保健福祉課調べ（各年度 3 月末）

4 成果目標の達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	令和４年度				基準
	目標		実績		
施設入所者数	38 人	基準の 7.5%以上削減	37 人	達成率 125%	令和元年度末の施設入所者数 42 人に対する目標・実績
地域生活移行者数	4 人	基準の 7.5%以上移行	0 人	達成率 0%	

施設入所から地域生活への移行者はいませんでした。現状では、地域移行支援、地域定着支援等の地域相談支援や地域でのひとり暮らしを援助する自立生活援助を提供する事業所がないなど地域移行を支援するサービスの拡充が求められています。

施設入所者数は、入所者の死亡や介護保険施設への移行などの要因により減少となりました。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和5年度	
	目標	実績
精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの協議の場の設置	設置	設置済

令和5年度中に設置済となっています。今後も協議の場を設けていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

項目	令和5年度	
	目標	実績
地域生活支援拠点等の数 (中濃圏域)	1 か所以上	30 か所

平成31年4月に「白川町障がい者地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」を施行し、面的整備型の地域生活支援拠点等を整備しました。令和5年12月現在で30事業所を地域生活支援拠点等として認定しています。

※面的整備型：地域にて複数の事業所が地域生活支援拠点等の機能を分担して担う形態

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	令和5年度		基準
	目標	実績	
一般就労への移行者数	2人	1人	令和元年度の1.27倍 令和元年度の移行者数0人
就労移行支援事業利用者数	1人	0人	令和元年度の1.3倍 令和元年度の利用者数0人
就労継続支援A型利用者数	1人	0人	令和元年度の1.26倍 令和元年度の利用者数0人
就労継続支援B型利用者数	0人	1人	令和元年度の1.23倍 令和元年度の利用者数0人
就労定着支援利用者	2人	0人	令和5年度に一般就労に移行する者のうち7割以上が利用

一般就労への移行者は目標値を下回りました。これは、町内や近隣市町村に障がい者雇用の受け皿となる職場が少ないことやサービスを利用している方が比較的高齢であることにより、一般雇用に結びつく方がいなかったためと考えられます。

また、就労移行支援や就労定着支援についても上記の理由により、利用がなかったと考えられます。岐阜県が設置している障がい者就労支援センター等関係機関との連携により、地域における障がい者雇用の促進を図ることが必要と考えられます。

就労支援系事業所としては、令和5年12月現在、本町内に就労継続支援B型事業所が2か所あります。事業所と連携し、一般就労に向けて、取り組みを進めていく必要があります。

第3章 白川町障がい福祉計画

1 成果指標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定にあたっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。

②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とします。

項目	目標値	考え方
令和4年度末の施設入所者数（A）	38人	
地域生活への移行者数	3人	(A) × 6%以上
施設入所者数の削減数	2人	(A) × 5%以上
令和8年度末の施設入所者数	36人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健、医療や福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアを協議する場の設置状況の目標値を設定します。

令和8年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としますが、本町単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置を検討します。

なお、長期入院患者数や精神病床からの退院に関する目標値は県が設定するものであるため、連携しながら取り組みます。

項目	令和6年度目標	令和7年度目標	令和8年度目標
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	4回
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20人	20人	20人
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人	1人	2人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	2人

（３）地域生活支援の充実

本町では、令和元年度に地域生活支援拠点等を面的整備型により整備しました。面的整備型は、複数の事業所に担う役割を分担する形態です。障がいのある人の重度化、介護者の高齢化や亡き後を見据え、地域生活支援拠点等が担う相談、体験の機会、緊急時の対応等機能をより充実させるため、中濃圏域の市町村との会議体を利用し、年１回以上運用状況を検証していきます。

項目	令和６年度目標	令和７年度目標	令和８年度目標
地域生活支援拠点の整備箇所数	１か所	１か所	１か所
コーディネーターの配置数	０人	０人	１人
運用状況の検証及び検討実施回数	１回	１回	１回
強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制整備の有無	無	無	無

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労へ移行する移行者数を令和８年度まで目標値を設定しますが、施設入所者は重度であるため困難とみられます。また、就労移行支援事業や就労定着支援事業を行う事業所が町内にないため、数値目標として掲載していません。

項目	考え方	目標値
一般就労移行者数	令和３年度実績の１．２８倍以上	６人
就労移行支援における一般就労移行者数	令和３年度実績の１．３１倍以上	２人
就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数	令和３年度実績の１．２９倍以上	２人
就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数	令和３年度実績の１．２８倍以上	２人
就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	全体の５割以上	該当事業所なし
就労定着支援事業の利用者数	令和３年度実績の１．４１倍以上	２人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合	全体の２割５分以上	該当事業所なし

（５）相談支援体制の充実・強化等

本町では、すでに基幹相談支援センターを設置しており、今後も総合的・専門的な相談支援を実施します。また、研修等を行い、体制を整備しながら強化をはかります。協議会において、個別事例の検討を通じて地域サービスの基盤を開発・改善に取り組みます。

項目	令和 6年度目標	令和 7年度	令和 8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0 件	0 件	1 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0 件	0 件	1 件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	10 回	10 回	10 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回
主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	1 人
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1 回	1 回	1 回
参加事業者・機関数	5 事業者	5 事業者	5 事業者
専門部会の設置数	0 部会	0 部会	1 部会
専門部会の実施回数	0 回	0 回	1 回

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

障害福祉サービス等の質の向上のため、職員等が岐阜県等の実施する研修に参加することや、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有を行うことができる体制を令和 8 年度末までに確保することを基本とします。

項目	目標値	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数	2 人	県等が実施する研修へ参加する町職員の数
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	年 1 回	加茂郡 7 町村障がい者自立支援協議会等を活用することを検討

2 障がい福祉サービスの見込

※サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとします。個別の単位については、以下のとおりです。

「人分」・・・・・・月間の利用人数

「時間／月」・・・・月間のサービス提供時間

「人日分」・・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービス見込量

サービスの種類		令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	2	3	3	4
	時間/月	16	24	24	32
重度訪問介護	人分	0	0	0	2
	時間/月	0	0	0	8
同行援護	人分	1	1	1	1
	時間/月	2	2	2	2
行動援護	人分	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人分	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0

●○サービス見込量を確保するための方策○●

「居宅介護（ホームヘルプ）」は、他と比較して利用実績も高く、需要も高いサービスとなっているため、サービス提供事業者と連携しつつ、居宅にて生活している障がいのある方の利用を促進します。また、施設等を退所し、地域生活を始める方が利用する事が想定されるサービスとなるため、利用が伸びていくことが想定されます。

「重度訪問介護」は、療養介護等医療を提供するサービスを利用し、入院している方の社会参加や外出の促進などに資するサービスのため、利用を促進します。

「同行援護」は、サービスを必要とする人がスムーズな利用ができるよう、体制の整備を行います。

「行動援護」や「重度障害者等包括支援」は、現状では需要がありませんが、サービス利用を希望される方がある場合には、サービス提供事業者と連携し、利用可能な体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービス見込量

サービスの種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人分	42	42	43	44
	人日分	924	924	946	968
生活介護 うち重度障がい者	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
自立支援訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	22
自立訓練 (生活訓練)	人分	1	1	1	2
	人日分	22	22	22	44
就労選択支援	人分			0	0
	人日分			0	0
就労移行支援	人分	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	23
就労継続支援 (A型)	人分	2	2	2	3
	人日分	44	44	44	66
就労継続支援 (B型)	人分	32	32	32	33
	人日分	704	704	704	726
就労定着支援	人分	0	0	0	1
療養介護	人分	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	人分	5	5	5	6
	人日分	25	25	25	30
短期入所(福祉型) うち重度障がい者	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
短期入所 (医療型)	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
短期入所(医療型) うち重度障がい者	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0

●○サービス見込量を確保するための方策○●

日中活動系サービスは、需要が大きいサービスとなっており、利用が増加していくことが見込まれます。サービスの適切な利用を促進するため、新たな事業所におけるサービスの提供体制の整備を行います。特に、「就労継続支援（B型）」については、町内に事業所が存在

していることや一般就労への第一歩となる重要なサービスであることから、利用の促進を行います。

「就労継続支援 A 型」や「就労移行支援」は、一般就労を目指す障がいのある方が利用することが想定され、利用を積極的に促進していくことから、利用は伸びていくことが想定されます。

（３）居住系サービス

■居住系サービス見込量

サービスの種類		令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	人分	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人分	7	7	7	7
共同生活援助 うち重度障がい者	人分	0	0	0	0
施設入所支援	人分	40	40	41	42

●○サービス見込量を確保するための方策○●

「施設入所者支援」は、地域生活への移行を促進するため、緩やかな増加を目指します。

また、地域生活に移行するうえで「共同生活援助（グループホーム）」は重要な位置を占めることから、提供体制の確保や利用の促進に努めます。

「自立生活援助」は、地域に移行した障がいのある方が安心して生活するために重要なサービスであることから、サービスの提供体制の確保に努めます。

（４）相談支援

■サービス見込量

サービスの種類		令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人分	35	36	37	38
地域移行支援	人分	0	0	1	1
地域定着支援	人分	0	0	1	1

●○サービス見込量を確保するための方策○●

「計画相談支援」は、サービスを必要とする人のサービス等利用計画の作成体制の充実を図ります。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での生活を支援するサービスである「地域移行支援」や「地域定着支援」のサービス提供体制の整備を行います。

3 地域生活支援事業の見込

地域生活支援事業とは、障害者自立支援法第77条において市町村を実施主体とし、法定化された事業です。障がいのある人が、相談支援事業、日常生活用具給付事業などを通じ、それぞれが有する能力や特性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施しています。

【必須事業】

(1) 理解の促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と、障がいのある人の理解を深めるため、町ホームページや広報しらかわへの啓発記事の掲載や住民の方を対象とした研修・啓発を実施することにより、地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ります。

■実施見込

事業の種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解の促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

●○サービス見込量を確保するための方策○●

町内の障がい者団体や障がい福祉サービス事業所等と連携し、事業の実施を検討します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

■実施見込

事業の種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援 事業	実施の有無	無	検討	検討	有

●○サービス見込量を確保するための方策○●

障がいのある人やその家族が行う自発的活動支援に対し、情報提供などの支援ができるよう、検討します。

（３）相談支援事業

○障害者相談支援事業

本町では平成 30 年 4 月に障がいのある方の総合相談窓口として、基幹相談支援センターを設立しました。その後、高齢者や障害のある方等に対して包括的支援を提供できるよう、令和 2 年 4 月から地域包括支援センターを直営とし、基幹相談支援センターを併設する形態としました。地域の障がいのある人の多岐にわたる生活の問題に対し、障がいのある人やその保護者、または支援者からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行います。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な助言等を行います。

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

基幹相談支援センターを中核として、一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言などを通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

■実施見込

事業の種類		令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者相談支援事業	か所	7	7	7	7
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	検討	有

●○サービス見込量を確保するための方策○●

基幹相談支援センターの機能強化のため、必要な検討を行います。

また、それぞれの障がいの特性に応じた相談事業ができるよう、地域の各相談支援事業者と連携し、相談体制の充実を図ります。

（４）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がいのある人や精神障がいのある人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結などを適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行います。

- ・ 審判申立費用助成金の交付
- ・ 成年後見人等報酬助成金の交付

■サービス見込

事業の種類		令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用見込者数（人）	0	2	2	2

●○サービス見込量を確保するための方策○●

令和 2 年 4 月に設立した成年後見支援センターを中心として、制度利用に関わる機関と連携し、制度利用が必要な人の把握や、適切な利用につながるよう援助します。また、町内福祉施設等を対象とした勉強会を開催し、成年後見制度利用者がスムーズに支援に結び付くよう努めます。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPO、社会福祉協議会などの法人が成年後見人、補佐人、補助人になり、個人の後見人の就任と同様に保護や支援を行います。

■サービス見込

事業の種類		令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	有

●○サービス見込量を確保するための方策○●

制度を必要とする人が適切に利用できるよう、関係法人を交え、事業周知に努めます。

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者などの派遣のほか、音声認識アプリケーションの利用を行うことにより、障がいのある人とその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。

■サービス見込

事業の種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・ 要約筆記派遣事業 (実利用見込者数)	人/月	2	2	2	2
手話通訳者設置事業 (実施見込か所数)	か所	0	0	0	0

●○サービス見込量を確保するための方策○●

研修の実施等により人材を確保・育成や、音声認識アプリケーションを活用し、障がいのある人の意思疎通支援の充実を図ります。また委託団体と連携し、手話通訳者の派遣体制の確保に努めます。

（７）日常生活用具給付等事業

障がいのある人などに対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具や住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

○介護・訓練支援用具

障がいのある人・児童の身体介護を支援する用具や、訓練に用いる用具。

○自立生活支援用具

障がいのある人・児童の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人・児童の在宅療養などを支援する用具。

○情報・意思疎通支援用具

点字や人口咽頭など、障がいのある人・児童の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。

○排せつ管理支援用具

ストマ用装具など、障がいのある人・児童の排せつを管理する用具。

○住宅改修（居宅生活動作補助用具）

障がいのある人等の居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に住宅改修を伴うもの。

■サービス見込

事業の種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援 用具	実利用見込 件数	1	1	1	1
自立生活支援用具	実利用見込 件数	1	1	1	1
在宅療養等支援 用具	実利用見込 件数	0	1	1	1
情報・意思疎通 支援用具	実利用見込 件数	3	2	2	2
排せつ管理支援 用具	実利用見込 件数	240	250	255	260
住宅改修（居宅生 活動作補助用具）	実利用見込 件数	0	1	1	1

●○サービス見込量を確保するための方策○●

日常生活用具に関する情報の周知を図り、障がいの特性に応じた提供体制の確保に努めます。

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得するための手話奉仕員の養成研修を行います。

■実施見込

事業の種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員 養成研修	実施の有無	有	有	有	有

●○サービス見込量を確保するための方策○●

手話語彙や手話表現技術を習得した人を養成するため、美濃加茂市と加茂郡各町村と共同で手話奉仕員の養成研修を行い、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

（９）移動支援事業

屋内での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促進します。

■サービス見込

事業の種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	実利用 見込者数 (人/月)	0	1	1	1
	延べ利用 見込時間数 (時間/月)	0	5	5	5

●○サービス見込量を確保するための方策○●

事業を利用したい人に情報が行き渡るよう、事業の周知を進めます。また、より良い方法での事業実施に向け、サービス提供事業者と連携を図りつつ、事業の推進に努めます。

（10）地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を行います。

■実施見込

事業の種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援 センター	利用者数 (件数)	402	430	430	430
	登録事業所数 (箇所)	3	3	3	3

●○サービス見込量を確保するための方策○●

事業所の安定した運営を支援するとともに、利用者のニーズに合ったサービスの支援体制の整備を進めます。

【任意事業】

（１）日中一時支援事業

放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

■実施見込

事業の種類		令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	人/月	5	5	5	5
	日/月	32	40	40	40

●○サービス見込量を確保するための方策○●

サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。また、事業を必要とする人へ適切に提供できるよう、サービス提供事業者と連携を図りつつ、事業の推進に努めます。

第4章 白川町障がい児福祉計画

1 成果指標の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の充実

令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。本町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置を検討します。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所放課後デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所放課後デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを目指します。本町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保を検討します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

④医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

令和5年12月末現在、町内指定特定相談支援事業所には医療的ケア児等に関するコーディネーターが1名います。今後も継続して配置できるよう、岐阜県が主催する養成研修に参加することを目指します。また保健福祉課等関係機関に配置を検討します

項目	考え方	目標値
児童発達支援センター設置	各市町村または 圏域1か所以上	0 同等機能体制 有
障がい児の地域社会への参加・ 包容の推進体制の構築	全市町村で体制構築	有
重度心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所の確保	各市町村1か所以上確保	1 東白川村と共同確保
重度心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス事業所の確保	各市町村1か所以上確保	1 東白川村と共同確保
医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場の設置	各市町村において設置	有 単独
医療的ケア児に対するコーディネ ーターの配置	各市町村において配置	1人

2 児童福祉法に基づくサービスの利用状況

●児童発達支援

集団療育や個別指導を行う必要があると認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

●放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

●保育園等訪問支援

保育園等を利用している障がいのある子どもや今後利用予定のある障がいのある子どもが、保育園等における集団生活適応のための専門的な支援を必要とする場合に、その本人や当該施設職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。

●医療型児童発達支援

就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の理由により、通所型の児童発達支援を利用するために外出することが困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行います。

●福祉型・医療型障害児入所支援

障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う福祉型と、福祉サービスにあわせて治療を行う医療型があります。実施主体は岐阜県となり、児童相談所が相談窓口となります。

●障害児相談支援

障がいのある児童やその保護者が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、相談支援専門員等がサービス等利用計画の作成を行います。

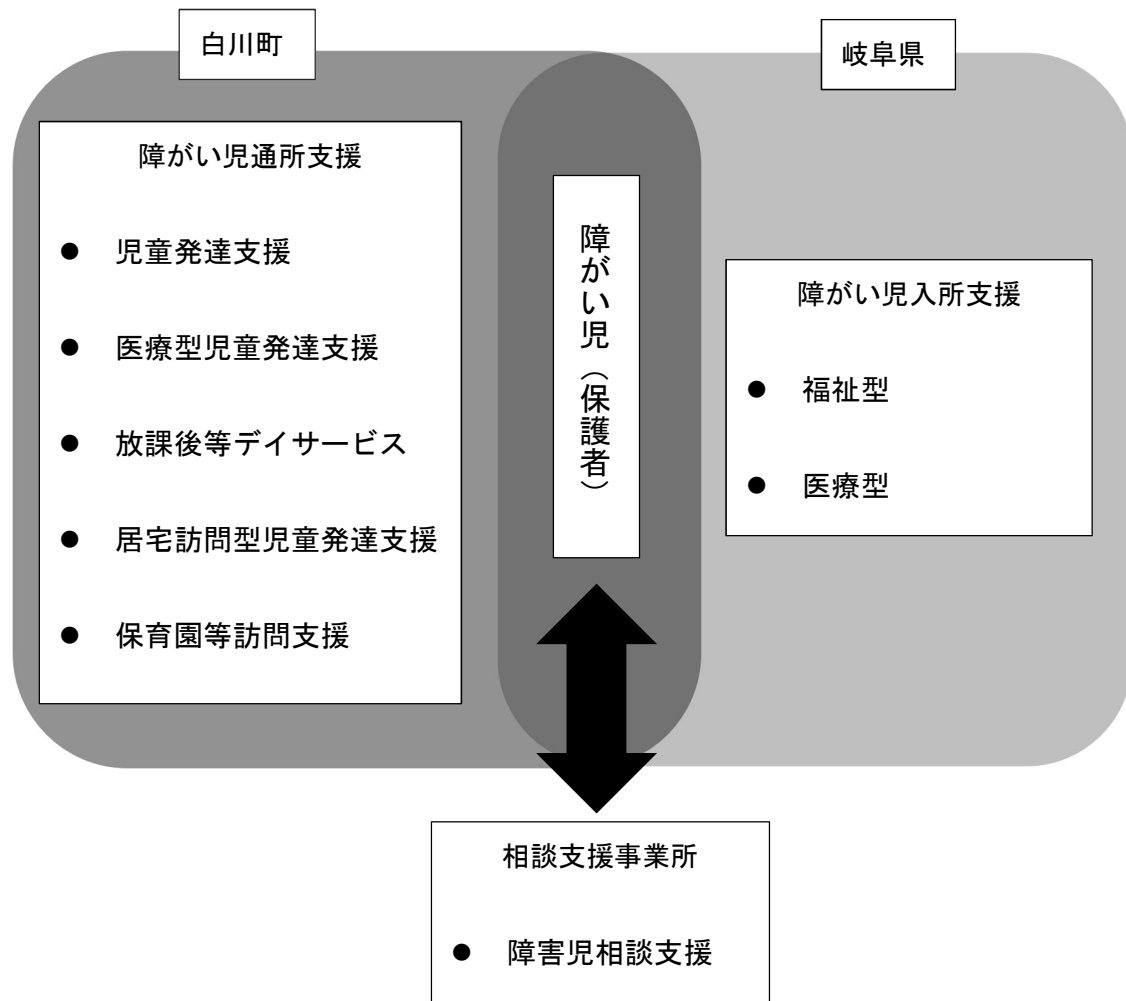
■児童福祉法に基づくサービスの利用状況

サービス種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児童発達支援	人	19	16	13
	利用日数/月	79	43	43
放課後等デイサービス	人	10	7	15
	利用日数/月	38	14	69
障がい児相談支援	人	0	1	0

資料：保健福祉課調べ（各年度3月末）

※保育園等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型児童入所支援、医療型入所支援については、実績がありません。

児童福祉法に基づくサービス体系図



3 児童福祉法に基づくサービスの見込

※サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとします。個別の単位については、以下のとおりです。

「人」・・・・・・月間の利用人数

「人日分」・・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

■児童福祉法に基づくサービス見込量

	単位	令和 5年度 実績見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人	7	7	8	8
	人日分	21	21	24	24
放課後等デイサービス	人	5	5	6	6
	人日分	30	30	36	36
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人	1	令和6年度以降 児童発達支援に一元化		
	人日分	0			
障害児相談支援	人分	1	2	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数 (人)	1	1	1	1

●○サービス見込量を確保するための方策○●

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、サービスを必要とする障がい児へのサービスの充実に向け検討を行い、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう努めます。また、重症心身障がい児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、近隣の市町村、事業所と連携し、受け入れ体制の整備に努めます。

「障がい児相談支援」において、障がい児と家族一人ひとりのニーズに応じた相談体制の整備を進め、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援人材のスキルアップを促します。

「保育園等訪問支援」の提供体制の確保のため、近隣の市町村、事業所、学校、保育園等と連携します。

また、医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの養成を進め、医療的ケアが必要な児童が適切なサービスを利用できる体制構築に努めます。

4 発達障がい児等に対する支援

発達障がい児等の支援には、その家族等への支援が重要です。そのためには家族等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や接し方を身につけることが必要です。保育園や子育て支援センターを所管する教育委員会等と連携し、ペアレントトレーニングやピアサポート等の活動を支援する体制の整備を検討していきます。

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援 プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

5 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制について

町内の保育園で障がいのある児童を受け入れています。今後も受入の希望があった場合には、ニーズに対応できるよう教育委員会と連携し受入体制の整備に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 関係機関・団体との連携

障がい者福祉の推進にあたっては、保健、医療、福祉以外の分野の関係機関・団体との連携を図り、幅広い協力体制を得る必要があります。

「加茂郡7町村障がい者自立支援協議会」や「白川町地域ケア会議」などの場を利用し、関係機関・団体などとの情報共有を図りつつ、地域における包括的な支援体制のネットワークを構築していきます。

2 広域的連携

町内だけでは提供が難しいサービスについては、広域的に連携を図り、供給量を確保していく必要があります。

「加茂郡7町村障がい者自立支援協議会」や中濃圏域の会議体を活用して情報共有を図り、適切なサービスの提供体制を確保します。

また、岐阜県等が開催する各種会議や研修等への参加を通じて、広域的連携に努めます。

3 庁内連携機関相互連携

障がい福祉計画は、障がい・障がいのある人についての啓発やサービス提供の推進という点から、保健、医療、福祉などの分野にかかわる計画として位置付けられています。

また、障がい児福祉計画では、保健、医療、福祉のみならず、教育などの分野にもかかわる計画として位置付けられています。

そのため、計画の推進においては、庁内連携・関連機関相互の連携を図ります。

4 人材の確保と育成

福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については、事業所はもとより、地域全体で取り組んでいく必要があります。福祉サービスの質の維持向上を図るため、町内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら人材の確保に関する取組の推進に努めます。

5 災害・感染症対策に係る体制整備

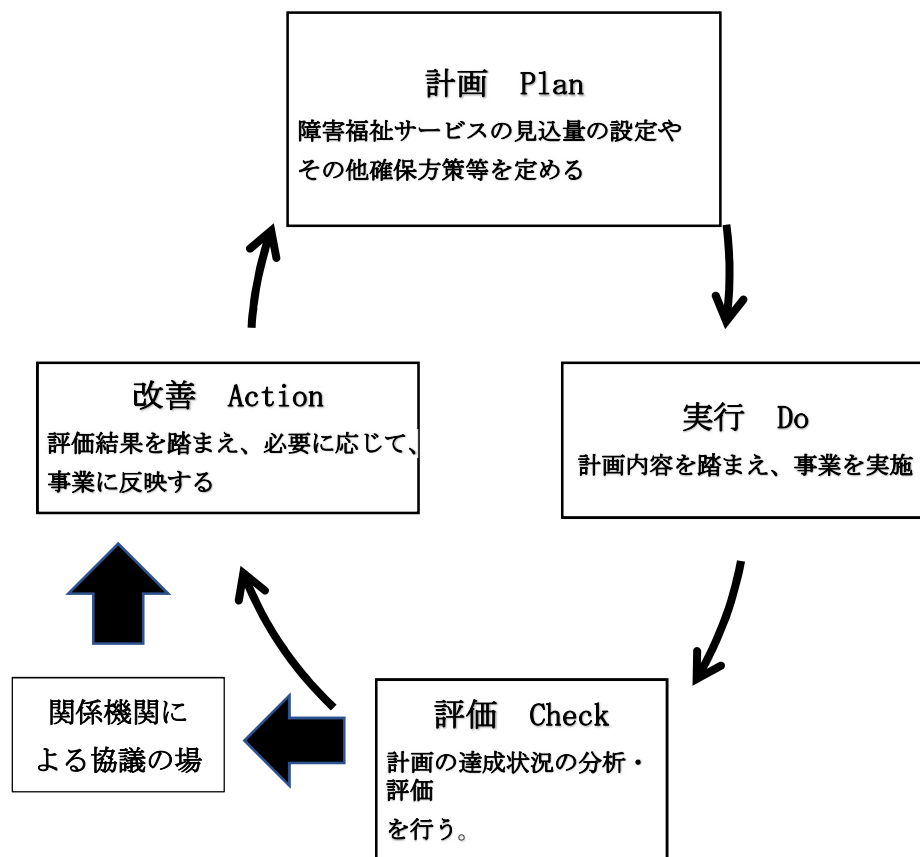
大雨や台風といった災害が近年多発していることを踏まえ、事前の備えをすることが重要です。そのため、サービス提供事業所と連携し、非常時を想定した訓練の実施や、避難確保計画策定の支援、防災や感染防止対策の啓発などに平時から取り組みます。

6 計画の進捗管理

「加茂郡7町村障がい者自立支援協議会」での協議の場の後を利用し、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を確認、評価し、施策・事業の実施に反映していきます。

また、法改正や社会情勢の変化等を考慮し、随時計画の見直しを行います。

計画の進捗管理



白川町第 7 期障がい福祉計画
第 3 期障がい児福祉計画
令和 6 年度～令和 8 年度

令和 6 年 3 月

発行：白川町

編集：保健福祉課

住所：〒509-1192 岐阜県加茂郡白川町河岐 715 番地

Tel：0574-72-1311

Fax：0574-72-1317
